

通勤手当の非課税限度額

2016.04.07
(PCA給与9V.2R7シリーズ)

I. 非課税限度額の改正

平成28年度の税制改正により、給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、10万円から15万円に引き上げられました。この改正は、平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

II. 改正への対応方法

今回の改正は、現在のプログラムで登録されている限度額の変更をすることにより対応できますので、新しいプログラムの発送はありません。

※ 既に支払われた通勤手当について、本年の年末調整の際に清算する必要がある場合、『PCA給与9V.2R7シリーズ』は平成28年3月末でメンテナンス終了しているため対応できません。『PCA給与Xシリーズ』にバージョンアップして清算の操作を行います。
(バージョンアップは有償となりますので、詳細は弊社または販売店様へお問い合わせください。)

III. 非課税限度額の変更方法

※ [通勤費区分1] (手入力) を使用して、社員ごとに非課税額を直接入力している場合は、以下の操作は不要です。「前準備処理」－「社員マスターの登録」－「社員個人情報」の「通勤費」にて、各社員に新しい非課税額を入力してください。

◆ 料率変更の操作方法 ◆

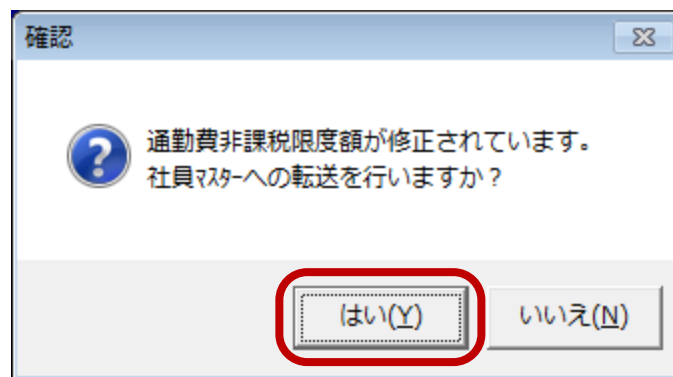
以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備処理」－「法定マスターの登録」－「社会保険」を起動します。
- ② [社会保険情報・率] 画面で [通勤費] ボタンをクリックして [通勤費非課税限度額] 画面を開き、[通勤費区分2] (交通機関定期券他) の [非課税限度額] 欄を10万円から15万円に変更して登録してください。

通勤費区分	非課税限度額	通勤内容
1	0	手入力
2	150,000	交通機関定期券他
3	4,200	交通用具使用(10km>距離≥2km)
4	7,100	交通用具使用(15km>距離≥10km)
5	12,900	交通用具使用(25km>距離≥15km)
6	18,700	交通用具使用(35km>距離≥25km)
7	24,400	交通用具使用(45km>距離≥35km)
8	28,000	交通用具使用(55km>距離≥45km)
9	31,600	交通用具使用(距離≥55km)

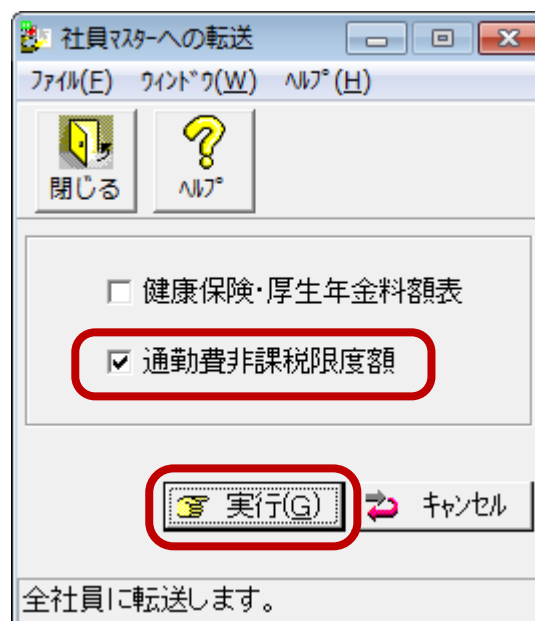
非課税限度額を入力してください

- ③ 「社員マスターへの転送を行いますか？」というメッセージが表示されますので、[はい] ボタンをクリックします。



- ④ 「社員マスターへの転送」画面が起動したら、[通勤費非課税限度額] にチェックを付けて [実行] ボタンをクリックします。社員に新しい非課税限度額が反映されます。

【参考】「社員マスターへの転送」画面は、「前準備処理」－「法定マスターの登録」－「社員マスターへの転送」からも起動できます。



- ⑤ 実行後、「前準備処理」－「社員マスターの登録」－「社員個人情報」（または「マスターナビゲータ」）の [通勤費] を選択し、社員の非課税額を確認します。